

令和7年2月14日(金)までは

確定申告会場はありません。

所得税・贈与税・消費税(個人)の
確定申告会場の開設期間は

3月2日(日)以外の
土日祝日を除く

令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで

申告相談が必要な方は、この期間にお越しください。

上記の期間前に税務署にて申告相談が必要な方は、**電話**による**事前予約**が必要です。

- 事前予約のない申告相談はお受けできません。
- 予約の状況によっては、ご希望の日時に予約できない場合があります。

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。次のいずれかの方法をご利用ください。

おすすめ!



オンラインで
事前発行

LINEアプリで
国税庁LINE公式アカウントを
友だち追加してください。



友だち追加はこちらから!

又は

確定申告会場で
当日配付

入場整理券の配付状況によっては、
後日の来場をお願いする場合がございます。

配付状況は国税庁HPから確認できます。

春日部税務署